

令和7年度 Instagram 埼玉県公式アカウント運用サポート業務委託
企画提案募集要項

1 委託業務名

令和7年度 Instagram 埼玉県公式アカウント運用サポート業務

2 趣旨

紙媒体等を中心とした従来の広報手法では情報が届きにくい若年層（34歳以下）を主たるターゲットとして実施する、Instagramでの県政や本県の魅力等の情報発信を、より効果的にするため、専門的な知識・技術等を有する事業者運用サポートを委託することとし、事業者を選定するに当たって企画提案を募集するものである。

3 予算額

上限 2,904,000円（消費税及び地方消費税込み）

※ 本事業の契約に係る上限額（税込み）であり、予定価格はこの範囲で別途算定する。なお、令和7年度歳入歳出予算案が議決されなかった時又は歳入歳出予算の当該金額に減額等があった時等、上限額（税込み）が変更となる場合がある。

4 委託業務の内容

令和7年度 Instagram 埼玉県公式アカウント運用サポート業務委託仕様書のとおり

5 委託条件

- (1) 「2 趣旨」に記載の目的を達成するため、Instagram 埼玉県公式アカウント（@saitama_pref_official、以下同）における投稿内容等に対しての的確な助言や支援を行うこと。
- (2) 提案された企画は事業者を選定するためのものであり、業務の遂行に当たっては、県と綿密な調整を図りながら、改めて精密な企画を立案して進めること。
- (3) 提案した企画のうち、独自に提案した企画は実施することを前提に提案するものとし、契約後は誠実に実施すること。
- (4) 本県職員と綿密な連絡調整を行える体制を構築するとともに、その体制を明確にすること。

6 応募資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 募集要項のホームページ公開日から契約者決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成30年4月1日最終改正）に基づく入札参加停止等の措置を受けていない者であること。
- (3) 募集要項のホームページ公開日から契約者決定までの期間に、埼玉県の契約に係る

暴力団排除措置要綱（令和4年4月1日改正）に基づく入札参加除外の措置を受けていない者であること。

- (4) 法人格を有し、物品の買入れ等に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する告示（令和6年7月19日埼玉県告示第833号）に基づき、業種区分「催物、映画及び広告の企画・製作並びにその他業務」に登録されていること。
- (5) 過去3年間に国または地方公共団体と公式アカウントの運用あるいは運用サポートといった本事業と類似及び規模をほぼ同じくする契約を誠実に履行した実績を有する者であること。

7 企画提案募集から受託者決定までのスケジュール

募集から委託業務の受託者決定までのスケジュールは以下のとおりとする。

令和7年2月12日（水）	募集要項の公開（HPの公開）
12日（水）～19日（水）	質問受付期間
25日（火）	質問回答
25日（火）～27日（木）	参加受付期間
25日（火）～3月5日（水）	企画提案書受付期間
3月 上旬	第1次審査（書類審査）
	★5者を超える場合に実施
中旬	第2次審査（プレゼン実施）
下旬	契約候補者決定
4月 1日（火）	委託契約を締結（予定）

8 質問事項の受付

募集要項の内容に関する質問は次のとおり受け付ける。

(1) 受付期間

令和7年2月19日（水）午後5時00分まで

(2) 受付方法

別紙様式2（企画提案募集要項の内容に関する質問書）に記入の上、電子メールで提出すること。

提出先アドレス a2830-04@pref.saitama.lg.jp

(3) 回答方法

質問に対する回答は、質問を行った事業者名を伏せた上で、令和7年2月25日（火）までに埼玉県ホームページ上に掲載する。

9 企画提案参加申込書の提出

本企画提案に参加を希望する場合は、あらかじめ、別紙様式1（企画提案参加申込書）を提出すること。

(1) 提出方法

電子メール

〈提出先〉

埼玉県県民生活部広報課 テレビ・ラジオ・広報紙担当

メールアドレス* a2830-04@pref.saitama.lg.jp

*件名を「令和7年度 Instagram 埼玉県公式アカウント運用サポート業務企画提案」とし、送信後必ず確認の電話をすること

(2) 提出期限

令和7年2月27日(木)午後5時00分まで

ア 持参の場合 月～金曜日(祝日を除く) 午前9時00分～午後5時00分

イ 郵送の場合は原則として書留とし、上記日時必着とする

10 企画提案書等の提出

企画提案に当たっては、以下の書類を提出すること。

(1) 別紙様式3(企画提案書)

別紙様式3のほか、企画提案の内容を記載した書類を提出すること。なお、当該書類の様式は任意とするが、令和7年度 Instagram 埼玉県公式アカウント運用サポート業務委託仕様書に基づいて、A4版横長・片面カラーで作成すること。ページ数は絵コンテ、写真や画像も含め30ページ以内とする。

企画提案の内容を記載した書類には、次の事項を記載するものとする。

① 表紙

- ・表題(令和7年度 Instagram 埼玉県公式アカウント運用サポート業務委託企画提案書)
- ・提案者の住所、氏名並びに連絡担当者の氏名、電話番号、メールアドレス
- ・目次

② 提案内容等

次のアからカについて提案すること。なお、提案に当たっては実際の業務(県が投稿企画案を作成し、週2回(フィード・リール、うちリールは月2回程度)程度の投稿を行う)についても考慮すること。

ア Instagram 埼玉県公式アカウントの運用支援内容

「2 趣旨」に記載の目的を達成するための具体的な手法を提示すること。

なお、具体的手法の提案には以下の視点を含むこと

- ・県公式アカウントをどのように成長させるかの将来像
- ・さらなる若年層のフォロワー獲得を達成するため、現在の県公式アカウントに関する課題分析および解決策
- ・県の事業効果を上げつつも、県職員の作業負担軽減につながる提案

イ 若年層をターゲットとした投稿モデル

フィード投稿、リール投稿の案をそれぞれ1つ以上作成し提示すること。

なお、案の提示に当たっては、以下に従うこと。

- ・投稿案の素材は、県広報紙「彩の国だより」または県政広報テレビ番組「いまドキッ!埼玉」で過去に取り扱ったテーマから選定すること。
- ・各投稿案については、企画提案書に静止画の状態イメージとして提示すること。
- ・投稿案について、作成意図、若者に刺さるポイント等説明を入れること。

・令和6年度にフォロワー数が遡増した実績を踏まえ、投稿案のデザインやテキストは原則として令和6年度のイメージを踏襲すること。

(イメージの変更を妨げるものではないが、変更する場合はそのメリットを説明すること。)

ウ 独自の提案

若年層を主とした県公式アカウントのフォロワー数及びエンゲージメント数の拡大施策など成果目標を達成するための施策があれば提示すること。

なお、令和6年度同様に埼玉県広報アンバサダー*による情報発信と連携することにより相乗効果を得られる取組は、実施予定である。

* Instagram を使い、埼玉県の PR 活動などを行っていただくアンバサダーのこと。令和6年度は19組20名を任命。アンバサダーの活動やアカウントなど詳細は下記参照

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0314/instagram.html>

エ 成果目標

以下について、①全体 ②34歳以下 それぞれに提示すること。

・フォロワー数、平均インプレッション数、平均リーチ数、平均エンゲージメント率

【参考】

県公式アカウント	令和6年12月実績
フォロワー数 (うち34歳以下)	20,823 (うち5,268)
平均インプレッション数* ¹ (コラボ投稿除く)	17,931 (11,208)
平均リーチ数* ¹ (コラボ投稿除く)	12,108 (6,714)
平均エンゲージメント率* ²	4.25

*¹ 埼玉県広報アンバサダーとのコラボ投稿を含む全体の平均数

*² 投稿当たりのエンゲージメント率(いいね数÷リーチ数)を平均化

オ 運営体制

カ その他必要と思われる支援(なりすましの発生等危機管理対応など)

(2) パンフレット等、法人の事業概要が分かるもの(既存のものでも可)

(3) 別紙様式4(契約履行実績書)と契約を誠実に履行した実績の確認ができる書類(契約書や業務完了報告書等)

(4) 別紙様式5(見積書)

1.1 企画提案書等の提出部数及び提出方法

(1) 提出部数

正本1部、副本8部

(2) 提出方法

持参又は郵送

〈提出先〉

埼玉県県民生活部広報課 テレビ・ラジオ・広報紙担当

(住所) 〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1

(電話) 048-830-2857

(3) 提出期限

令和7年3月5日(水)午後5時00分まで

ア 持参の場合 月～金曜日(祝日を除く)午前9時00分～午後5時00分

イ 郵送の場合は原則として書留とし、上記日時必着とする

(4) その他

ア 企画提案書等の提出については、1提案者につき1提案に限る。複数の提案はできない。

イ 企画提案書等の提出後は、その内容を変更することはできない。また、提出された企画提案書等は返却しない。

ウ 企画提案書等の作成に係る経費は提案者の負担とする。

エ 本委託業務に係る説明会は開催しない。

1.2 契約先候補者の選定方法

応募資格ほか提出書類を確認後、以下の方法で契約先候補者を選定する。

(1) 応募者が5者を超える場合

ア 第一次審査(書類審査)

(ア) 企画提案書ほか提出書類に基づく書類審査(3月上旬を予定)を実施する。

(イ) 第一次審査の結果は応募者全員に電子メールで連絡する。

(ウ) 第一次審査通過者には、第二次審査(プレゼンテーション)を行う。

イ 第二次審査(プレゼンテーション)

(ア) 企画提案書の内容について、プレゼンテーション(3月中旬を予定)を行う。

(イ) プレゼンテーションの時間は20分、質疑の時間を10分とする。

(ウ) プレゼンテーションは、既提出の企画提案書を用いて説明すること。

(エ) プレゼンテーションの日時は、確定後、第一次審査の通過者に第一次審査の結果とともに電子メールで連絡する。

(オ) 審査の結果は、3月下旬(予定)にプレゼンテーション実施者全員に電子メールで連絡する。

(2) 応募者が5者以下の場合

ア 提出書類の審査と平行して、企画提案書の内容についてプレゼンテーション(3月中旬)の審査を実施する。

イ プレゼンテーションの時間は20分、質疑の時間を10分とする。

ウ プレゼンテーションは、既提出の企画提案書を用いて説明すること。

エ プレゼンテーションの日時は、確定後、応募者全員に電子メールで連絡する。

オ 審査の結果は、3月下旬(予定)にプレゼンテーション実施者全員に電子メール

で連絡する。

1.3 契約先候補者の決定方法

令和7年度 Instagram 埼玉県公式アカウント運用サポート業務委託契約先候補者選定委員会（以下「選定委員会」という。）により、提出された企画提案書及びその他提出書類に基づき、企画提案内容、業務実施能力、業務実施体制、見積額などを総合的に審査し、最も評価が高かった提案者を契約先候補者に決定する。

1.4 契約の相手方の決定方法

- (1) 業務内容に関する細目事項について、提案された内容を加え、契約先候補者と県の間で協議の上、委託契約書を締結する。
- (2) 契約先候補者と協議が整わない場合や、契約締結までの間に契約候補先に事故等により契約先候補者としての資格要件を失った時は、契約先候補者に対してその資格を取り消す旨の通知をした後、選定委員会において評価点が2番目に高かった者を新たに契約先候補者とする。
- (3) 当該企画提案競技において、不正が行われた事実が明らかになった時は、県は企画提案競技の決定を取り消す。

1.5 その他留意事項

(1) 提案の失格、無効

次の各号いずれかに該当する申込みは無効とする。

ア 談合その他不正行為が行われたと認められるもの

イ 資格審査の結果、参加資格がないと認められるもの

ウ 虚偽の申請により資格を得た者が提出したもの

エ 指定する提出期限を過ぎて提出（到達）したもの

オ 「10 企画提案書等の提出」に示す提出書類がないもの

カ 参加申込書に申込者の記名のないもの

キ 予算額上限額を超える金額で見積書を提出したもの

(2) 企画提案競技の停止、中止及び取り消し

令和7年度歳入歳出予算案が議決されなかった時又は歳入歳出予算の当該金額に減額等があった時等やむを得ない理由等により、企画提案競技を実施することができないと認められる場合は、企画提案競技を停止、中止又は取り消すことがある。なお、この場合において当該企画提案競技に要した費用を県に請求することはできない。

1.6 担当者連絡先

埼玉県県民生活部 広報課 テレビ・ラジオ・広報紙担当 菅野、敷根、後藤

電話 048-830-2857 FAX 048-824-7345

メールアドレス a2830-04@pref.saitama.lg.jp